

## 改正宗教法人法に基づく情報開示の実務について

久保 文剛  
(宗教法人「生長の家」運営管理部法務課課長・財団法人生長の家社会事業団監事)

### 一 はじめに ―生長の家の教勢の概要等―

この報告は、宗教法人の第一線における情報開示の実務について、賛助会員及び研究者各位の参考になればと思  
い報告をさせていただくものである。

改正宗教法人法に基づく情報開示に係る当宗教法人の実務に関する報告の基礎的前提として、教勢の概要等につ  
いて説明する。

生長の家の立教は、昭和五年三月一日であり、創始者は谷口雅春(昭和六十年昇天)、現在の総裁(宗教上の最  
高位者)は谷口清超、当法人代表役員は黒河内潤である。

信者数は、平成八年一月三十一日現在で、二、二三三、七八四人(国内八七五、一九二人 海外一、三五八、五  
九二人)である。さらに、宗教活動の指導に当たっている講師(宗教教師)数は、二四、二〇九人である。この講師  
のうち、殆どは、地方講師と呼ばれる、無償でボランティア的に講師活動を行う者である。包括団体等の専従者と  
して講師活動を行う、本部講師は一八二人である。

生長の家の場合、宗教法人法第二条第一号に規定された、礼拝の施設（宗教法人法第三条第一号に規定された境内建物）を備える単位宗教団体は二二九であり、うち日本国内で法人格を有する被包括法人は、七〇法人である。

この単位宗教団体のうち、練成会（二泊三日から十日間の合宿形式で、信者が自発的意思により参加して、教化育成を受ける宗教行事）を行う、本部講師と施設を備えた「練成道場」は、国内で包括団体が直轄するものが五道場あり、うち法人格を有するものが三法人である。

被包括法人の多くは、宗教法人「生長の家〇〇県教化部」である。生長の家では各県等ごとに教区に分けており、国内には五九教区があるが、教区における教義宣布の中心機関がこの教化部であり、国内の五九教化部のうち法人格をもっている教化部が五八法人である。その他、国内で六三の「地方道場」があり、うち法人格をもっている地方道場が九法人であり、法人格を有しない地方道場は、各教化部の飛地境内地・境内建物として不動産登記が行われている。

さらに、生長の家の場合は、世代別、男女別の信者組織がある。生長の家の男子の壮年以上の信者で組織している組織として「相愛会」、婦人信者の組織として「白鳩会」、青少年の信者で構成している「青年会」があり、全国の市町村にそれぞれ単位の組織（生長の家〇〇市相愛会、白鳩会支部、単位青年会等）があり、総合計で一万数千の単位組織であり、それぞれ、毎月、誌友会や講演会等を開催し、布教活動や聖典の学習等を行っている。

これらの単位組織は法人格はないが、この単位組織に所属している信者が、都道府県ごとにある宗教法人たる教化部を構成する形になっている。

生長の家のこれらの信者組織は、すべて信者の選挙によって役員が選任される。任期が三年であり、今年（平成十年）の十月から、また新しい任期が始まるので、全国の単位組織で、この構成員である信者が、各単位組織ごと

に、九月迄に選挙を行う。その選挙で当選した単位組織の長で、都道府県の連合会組織の役員を選挙することとなり、つまり、下からの積み重ねという形でこの信者組織が構成されている。

さらに、宗教法人「生長の家○○県教化部」等の被包括法人（生長の家の単位宗教法人）の役員を選定は、次のような形態をとっている。

すなわち、各被包括法人は、それぞれ租税特別措置法第四十条の非課税要件を具備し、責任役員会、評議員会及び監査委員（監査機関）を有するとともに、三分の一超の親族等の役員就任を禁止する規則の規定が定められている。また、包括団体から派遣された本部講師（教区教化部長）一人以外の、責任役員及び評議員は、各信者組織の選挙で公正に選定された者によって構成されている。これらの責任役員、評議員及び監査委員は無報酬であり、解散の場合の残余財産も、国、地方公共団体又は公益法人に寄附される定めである。

これを概説すると、租税特別措置法第四十条第一項後段や、相続税法第六十六条第四項により、公益法人等に資産の贈与を行う場合、その運営組織が適正である等一定の要件を備えた公益性の高い法人であれば、国税庁長官の承認を受け、贈与者に対する譲渡所得税が非課税となり、また、概ね同様の場合には、受贈法人に対する贈与税が非課税となるが、それ以外の場合の公益法人等に対する資産の無償又は低額譲渡による譲渡については譲渡者に譲渡所得税（所得税法第五十九条第一項）が課税される旨が定められている。

この租税特別措置法第四十条、具体的には、同法施行令等や国税庁長官の通達等に、その非課税要件の具体的内容が示されている。宗教法人の場合であれば、責任役員の数は六人以上、評議員や総代は、責任役員<sup>(1)</sup>の二倍超、さらに二人以上の監事（監査委員）を置くこと。親族等の特殊関係者は、各役員について三分の一を超えてはいけない。また、役員等の地位にあることのみで報酬を受けることを禁じ、解散の場合の残余財産は、国、地方公共団

体又は公益法人に寄附する定めを規則にしていなければならない等である。

これらが、租税特別措置法第四十条の非課税要件であるが、生長の家の場合、被包括法人である全ての単位宗教法人において、昭和六十年から昭和六十一年にかけて、それぞれ規則の変更を行い、この公益法人の非課税要件をすべて具備することとしたものである。

このような形で生長の家の各単位宗教法人が構成されていることをご理解いただきたい。何故、このような形であるかを考えると、基本的には、生長の家の場合には、文書伝道で布教活動が行われてきたため、職業的宗教家、例えば、宣教師や牧師や住職等の一定の層があつてその人々が布教活動をするのではなく、最初、創始者によつて、一千冊の『生長の家』という雑誌が全国津浦に配られ、それを讀んだ人達が自主的・積極的に支部をつくつていくという、信者の自主的・自覚的な形で全国の布教運動が推進されてきたわけである。このような布教活動の歴史的経緯があり、生長の家の各被包括法人の管理運営は、職業的宗教家による管理ではなく、基本的に信者の自治と責任により運営するという形態が自然に形成されてきたと思われる。

## 二 宗教法人法の改正と生長の家における対応の経緯について

### (1) 宗教法人法第二五条等の改正について

宗教法人法の改正については宗教界には賛否両論があつたが、当法人は基本的に賛成の立場であつた。その前提で、改正宗教法人法に基づく当法人の情報開示の実務について、理解していただきたい。

今次の宗教法人法改正の特に主要なものが、第二五条の改正である。第二項各号に境内建物に関する書類が加わ

り、第三項から第五項までが新しく加わった。宗教法人法第二五条第三項は「宗教法人は、信者その他の利害関係人であつて前項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項各号の書類又は帳簿を閲覧することについては、正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。」と定めたが、本報告の中心的な首題は、この第三項の問題に関して、当法人としてどのように対応していったかということである。

(2) 包括団体におけるプロジェクト・チーム(宗教法人法改正対策調査委員会)の編成

当法人として、この宗教法人法の改正に関して、これに対する対応をきちんととらなければならないということ、包括団体である宗教法人「生長の家」において、プロジェクト・チームを発足させた。具体的には、「宗教法人法改正対策調査委員会」という名称である。メンバーは、責任役員が二名、実務担当の課長が四名、さらに委員会の顧問として、弁護士一名、公認会計士一名。以上のメンバーであり、事務局を法務課長が担当する形になった。平成七年から、足掛け四年になるが、この間、正式な委員会だけで十四回開催し、責任役員会に十一回の答申を行った。

(3) 教規(宗教上の最高規範)、法人規則及び各施行細則の全面的な見直しと改正について

その経緯のなかで、宗教上の規範や、法人規則及び施行細則等に関して、抜本的な見直しを行い、かなり膨大な改正が行われた。その結果、具体的には、宗教上の最高規範である「生長の家教規」、宗教法人「生長の家」規則、各施行細則の全面的な見直しと改正が行われた次第である。このため平成九年四月、文部大臣の規則変更認証を受けたのである。

この規則変更の内容は、機関紙「聖使命」平成九年五月一日号で全国の信者に公告した。同「聖使命」紙に、文

部大臣申請の規則変更目的が記載されているので、引用する。

「今次の宗教法人法改正の「宗教法人の民主的運営と透明性を高め、公共性に対応した自治能力の向上を図る」との主旨に従い、租税特別措置法第四十条及び相続税法第六十六条第四項に基づく非課税要件に更に適合した民主的運営とし、開示の対象となる「信者」の範囲を明確にし且つ公告事項を拡大して透明性を高めるとともに、代表役員、責任役員、監事及び評議員等が公正に選任されること並びに宗教法人法第十八条第四項に規定する宗教法人の事務を決定する「責任役員会」の職務権限及び被包括法人等を代理する機関である「評議員会」の職務権限をそれぞれ明確にする等、公共性に対応した自治能力の向上を図るための所要の変更を行う。」

これが、この規則変更の最大の眼目であった。その他に、「公益法人会計基準を当法人及び当法人の被包括法人の会計基準として採用したことに伴い、」所要の改正を行うこと、そして、公益事業として専門学校（生長の家養心女子学園）の設置経営を開始することになったので、それらのことの規則変更も併せて行った次第である。

### ① 信者の範囲の明確化

先ず第一に、「信者」の範囲の明確化、これがどうしても宗教法人法第二五条の改正に伴って必要となるので、それを行ったものである。

かなり以前の教規や規則では「信者」そのものの定義が極めて漠然としており、簡単に言えば、教義に賛同する者は皆信者ということであったがこれを明確にしたものである。

すなわち、宗教法人「生長の家」は、被包括法人によって構成されている包括団体であるから、宗教法人法第二条第一号に規定された単位宗教団体である各生長の家教化部等を実際に構成する者を、「信者」として明確にしたものである。

このため、生長の家教規の一部改正を行い、その第二五条において、信者の定義を「生長の家の教義を信奉し、その実践目標である「生長の家七つの光明宣言」に賛同し、その自覚をもって生長の家聖使命会の会員となるものがこの教えの信者であって、これを生長の家の教化部その他宗教法人法第二条第一号に規定された単位宗教団体を構成する「家族」と称」する旨を定めたものである。なお、生長の家聖使命会とは、会費を月額百円若しくは四百円等、全国及び在住地の布教活動の費用として納入する制度である。

この宗教上の最高規範である、生長の家教規の改正と連動して、法人規則である宗教法人「生長の家」規則の改正を行った。宗教法人「生長の家」規則第三十条に次の第二項を追加した。「第四条の公告の対象とする信者は、この会（注、生長の家聖使命会）の会員であって、教規に定められた「家族」として、この法人が包括する宗教法人法第二条第一号に規定する宗教団体を構成し護持興隆に努める者とする。」  
ちなみに、各単位宗教法人の規則では、信者に係る規定を次のように定めている。

#### 「（信者の定義）」

第二十一条 信者とは、生長の家教規に規定する「家族」としてこの法人を構成する者をいう。

2 信者は、名簿に登録するものとする。

#### （信者の義務）

第二十二條 信者は、この法人の護持興隆に努めるものとする。」

② より民主的な運営や透明性を高めるための管理運営体制の見直しによる、宗教法人「生長の家」規則の変更  
(平成九年四月一日文部大臣認証)

第二に、より民主的な運営や透明性を高めるための管理運営体制の見直しによる、宗教法人規則の変更である。

具体的には、包括団体として、次の各事項についての規則の変更等を行った。

イ、被包括法人の全代表者で構成する「評議員会」の職務権限（責任役員を選定、予算・決算等の重要な事項の議決等）の明確化

当法人の「評議員会」は、諸宗派等における宗議会や評議員会等に相当するものであるが、その職務権限を明確にした。例えば、責任役員を選任方法を、従前は代表役員が選定し総裁の任命を受ける方法であったが、これを評議員会で公正に選定投票し総裁の任命を受ける方法に変更した。予算・決算及び重要な細則等も、評議員会の承認を必要とする。

ロ、宗教上の意思決定機関と、宗教法人事務の決定機関の区分

これは、宗教法人法第二五条第三項との関係もある。従前は、宗教上の事項も、管理運営に係る事項も、同じく、理事会（責任役員会）で決定する通例であった。しかし、あくまでも宗教法人法第二五条第三項で閲覧請求の対象になっている同条第二項第五号に規定する「責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類」とは、宗教法人の事務について決定、議決、諮問又は監査する、同法第一二条第一項第六号所定の機関の議事に関する書類であるから、宗教上の事項に関して決定する機関の議事に関する書類について、閲覧請求権を認める規定ではない。

このことは、実務運用上明確にしておかなければならない、ということ、宗教上の事項を決定する機関と、管理運営上の事項を決定する機関を、それぞれ根拠規程、名称等を明確に区分した。

ハ、信者等への公告事項の拡大及び決定事項の迅速化と明確化

〈公告事項〉（全信者に配布する機関紙に掲載）

これは、基本的に、管理運営に係る事項等、開示できるものは積極的に開示する主旨である。このため、公告事



項を次のように拡大した。

a 宗教法法人規則の変更

宗教法法人法では、設立時にだけ規則の要旨を公告することになっており、規則の変更のときは、必ずしもこれを信者その他の利害関係人に公告する義務はない。しかしながら、当法人としては、これをどのような細かな改正でも、規則の変更に関しては、すべて全国の信者全員に公告することとした。

b 不動産又は宝物（礼拝の対象たる本尊又は神体等）の処分、担保供与、借入（会計年度を超えるもの）、保証、境内建物の新築、改築、増築、除却又は著しい模様替、境内地の著しい模様替、境内建物又は境内地の用途変更又は目的外使用

いわゆる財産処分等の公告である。宗教法法人法第二三条では、宗教法法人が財産処分や借入、保証等を行うときは、その行為の一月前までに公告を行うこととなっている。ただし、同条各号列記以外の部分括弧書により、包括団体である宗教法法人は当該公告の義務はなく、免除されているが、当法人では、これらの行為を行うに当っては、信者その他の利害関係人に積極的に開示するため、信者に配布されるとともに、その他の利害関係者及び何人も自由に購入可能な機関紙<sup>(2)</sup>「聖使命」に公告することとする規則変更を行った。このため、宗教法法人「生長の家」規則第三十条第二項として「宗教法法人法第二十三条各号に掲げる行為をしようとするときは、（中略）第三十条第二項に規定する信者、その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。」と定められたものである。

c 決算（財産目録、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び監査報告書）要旨の開示

現在の宗教法法人法では、財産目録等の決算書類の写しを所轄庁に届け出る義務はあるが、信者その他の利害関係

人に公告する義務はない。勿論、正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があつたときは、これを閲覧させなければならないが、閲覧の請求が来る前に、法人の方から積極的に開示しようとするものであり、宗教法人「生長の家」規則第四六条二項に「毎会計年度終了後四月以内に、宗教法人法第二五条第二項第三号に掲げる書類の写しを文部大臣に提出するとともに、その要旨について第四条の公告を行う。」と定めたものである。この決算の公告は、平成八年度の決算から、財産目録、収支計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の要旨並びに監査報告書の全文を、信者に配布する機関紙「聖使命」に掲載して実施している。これは、当法人としても抜本的な変更であり、基本的に、信者との間に、公明正大な形で信頼関係を築いていきたいということである。

d 法定備付書類等の閲覧に関する規程（改正事項を含む。）

この規程については後述するが、この規程自体も公告事項である。包括団体の場合は、この規程全文を機関紙に記載し、被包括法人においては、当該法人の公告方法に従つて、公告している。

その他、必要事項について公告を行う。

〈評議員会・責任役員会等の決定事項の伝達〉

それから、公告を行うだけでなく、出来るだけ、評議員会や責任役員会の決定事項を迅速かつ明確に、信者等や被包括法人に対して伝達する形をとっている。

a パソコン通信の電子メールにより全国の被包括法人代表者へ伝達

パソコン通信大手のニフティ株式会社と契約を行い、プライベート・フォーラム（特定の者のみが接続できる領域）を設けて、責任役員会等の決定事項を、その決定の翌日には、全国の被包括法人代表者に伝達している。

b 文書（印刷物）により全国の被包括法人の責任役員等へ伝達

当法人の加除式の規約集には、教規、規則、細則等の重要なものを収録しており、これを全国の七十の被包括法人の責任役員及び第一線組織の幹部に対して、約一万五千部発行しているが、諸規約の改正等が行われた場合、その追録を印刷して配布しており、全国の第一線単位組織の責任者に伝達周知している。

c 全信者に配布する機関紙に掲載

重要な事項については、幹部に周知するのみでなく、全信者に配布する機関紙に掲載することとしており、このことを法人規則の施行細則に明定している。宗教法人「生長の家」評議員会議事運営規程第二十四条第二項では「その他一般の信者等に周知すべき事項については、「聖使命」新聞等に記事として掲載して周知する。」と定め、宗教法人「生長の家」責任役員会規程第七条第四号では「宗教法人法第二十三条各号及び第二十五条各号に係る事項についての責任役員会決議は、宗教法人「生長の家」規則により公告すべきものについては、「聖使命」新聞の公告により、その他の事項については、その重要性に応じて適切にその要旨等を「聖使命」新聞その他の刊行物等の記事として、次に掲げるとおり信者その他の利害関係人に伝達しなければならない。」と定めている。

三 「法定備付書類等の閲覧に関する規程」について

宗教法人法第二十五条第二項各号に掲げる事項に関しては、当法人の被包括法人を構成する信者に対しては、情報の伝達及び開示を公明正大に行うものであるが、不当な目的で外部の者が悪用することは防止しなければならない。産経新聞（東京本社版）平成八年九月十六日の報道記事「宗教団体狙う暴力団」によれば、暴力団や総会屋等が、

宗団法人法に基づく閲覧請求を、宗教団体に対する嫌がらせとして行うことを計画し、今後の資金源として狙っているとの動きが報道されている。そうすると、信者の正当な請求にはきちんと対応するべきであるが、外部からの、かような不当な請求にどうやって歯止めをするかが最大の問題となる。

このため、かかる事態を防止するために有効な方法の一つとして、閲覧請求しうる者の範囲、閲覧請求の手続等についての内部規程を定めておくことが望ましいとの指摘が、宗団法人法改正時の文化庁文化庁宗務課長であった中根耕司氏によって行われている。

同氏は「いずれにしても、宗団法人の情報開示については、信者その他の利害関係人と称する者から宗団法人に對して閲覧請求が出された場合には、その者が利害関係人に該当するのか、その開示請求には正当な利益があるのかどうか、不当な目的に使用されるおそれはないかなどの第一次的な判断は当該宗団法人が行うこととなる。このため、当該宗団法人の内部規程等において、閲覧請求しうる者の範囲、閲覧請求の手続等について定めておくことが望ましい。」と指摘<sup>(3)</sup>している。

このことについては、平成八年九月二日庁文宗一三七 都道府県知事あて 文部事務次官通達「宗団法人法の一部を改正する法律（平成七年法律第一三八号）の施行について」においても、「閲覧請求があった場合、各宗団法人において、当該閲覧請求者が現にどのような利害関係を有する者であるかを具体的に勘案して、閲覧に関する内部規程等がある場合はそれに基づき、閲覧に係る書類ごとに、書類によつてはその一部分ごとに閲覧することに正当な利益があるか否かを判断すべきものである。」との記載がある。

これらの指摘を参考として、当法人及びその被包括法人では、「法定備付書類等の閲覧に関する規程」を弁護士等の助言協力も得て起案して、それぞれ慎重審議のうえ制定し、これを信者その他の利害関係人に対して公告した。

その内容は、法人ごとに、責任役員会での審議に基づき、若干の相違はあるが、主要部分は共通しており、本報告の末尾に資料として掲載しているものである。

基本的には、このような規程を定めるときに必要な要件は、次の三要件であると認識している。

第一の要件は、当該宗教法人において、法人規則の施行細則を正当に制定する権限を持つ機関で、当該規程が決定されることである。

宗教法人の規則中には、通常、施行細則の制定手続が定められており、その手続を経る必要がある。

第二の要件は、当該規程の内容に合理性があることである。

信者その他の利害関係人が有する閲覧請求権は、法律上の権利であるので、不当に制限することは許されない。ただし、正当な利益が必要であり、不当な目的のための請求は許されていない。そのことを、宗教法人側として、識別したり、また、合理的な手続を定めることは許されると解する。

第三の要件は、当該規程が、当該宗教法人の信者その他の利害関係人に対して周知徹底されていることである。基本的には、当該宗教法人の規則に定められ登記により公知である公告の方法等により、信者その他の利害関係人に周知されており、かつ、当該規程の内容も、信者その他の利害関係人が閲覧したい場合には、閲覧できるものでなければならぬと解する。

少なくとも、当該規程がこの三つの要件を備えていることが、万一、請求事案について、裁判所の審査の問題となつた場合に、当該規程が考慮の対象となるための条件と考える。

以下、当法人及びその各被包括法人で定めた「法定備付書類等の閲覧に関する規程」について若干の説明を行うものである。

第一条は、目的を定めるものであり、「信者その他の利害関係人が閲覧を請求する場合において、宗教法人法の主旨に従い、閲覧請求しうる者の具体的範囲、閲覧請求の手續及び閲覧拒絶の事由等を定め、もって信者と当法人との信頼関係を強化し、公明正大な法人の運営に資することを目的とする。」としている。

第二条は、定義規定であり、この規程における「法定備付書類等」、「宗教法人法第二十五条第三項に規定する信者」、「利害関係人」及び「不当な目的」を定義している。

これらの定義内容は、文化庁から示された解釈を基礎としているが、これらの定義内容を規程に示すことによつて、第一線の被包括法人の代表役員や責任役員が誤解なく対処することを目的としている。例えば、「帳簿」という用語は、一般には会計帳簿の意味にも受け取られるが、文化庁の見解では、宗教法人法第二十五条第三項中の「帳簿」とは、あくまで同条第二項各号列記のものだけに限定されている。

また、現場の実務上、認証書等については、原本を永久保存する義務があるので、毀損滅失することは許されず、罰則の対象である。従つて、合理的に必要な範囲で写しを閲覧に供することもありうる。また、宗教法人法の閲覧請求の対象外（宗教法人の事務に係る事項ではない。請求者の正当な利益とは無関係等）であるため不開示情報が含まれる場合もあるので、抄録による閲覧もありうるので、それらのことを示している。

また、「宗教法人法第二十五条第三項に規定する信者」については、当法人は次のように解している。要すれば、宗教法人法第二十五条第三項に規定する信者、すなわち閲覧請求権を持つ信者とは、一般にいう信者全員を指しているのではないと解する。従つて、各被包括法人において、具体的に適用した場合、閲覧請求権を持つ信者の範囲を、客観的に識別できるよう明確な基準を示したものである。この信者の範囲に係る解釈は、宗教法人法の認める範囲内のものであると解する。

更に、利害関係人については、事実上の利害関係人を含まないことを明記している。

第三条は、閲覧請求しうる者の範囲を定め、第四条に閲覧の請求方法、第五条に閲覧の請求に対する決定等、第六条に閲覧の方法を示している。なお、当法人としては、閲覧請求権には、贈写請求権は含まれないと解する。第七条は、拒絶事由を定める。宗教法人法上の要件を満たしていない場合、正当な利益と認められない場合、正当な目的と認められる場合等を例示する。

第八条には、一部開示の場合について、第九条は救済手続を定める。また、第十条以下、所要の規定を定め、第十四条には、当該規程の公告について定める。末尾資料の場合は、公告の方法が揭示による方法である場合であるが、被包括法人において機関紙を発行している場合は、その掲載が公告の方法である場合もある。

この規程は、当法人及びその被包括法人においてそれぞれ定めたものであるが、これはあくまで参考の一つとして供するものであり、各教団におかれては、それぞれ固有の教義、歴史、伝統、考えを有しておられるので、それぞれ最善と判断される対策を選択されることが最も適切であると、報告者は考えている。

#### 四 おわりに

当法人の場合は、日本宗教連盟及びその加盟団体には所属していない。従って、宗教法人法の改正に直面し、情報開示等の問題にどのように対処すべきかの検討はすべて独力で行わざるを得なかったため、総合的には情報不足からくる検討不足の面があったことは否定できない。

また、当法人では、情報開示についての訴訟等の問題が全くなかったため、訴訟対策の現実的必要性がなく、あ

くまで宗教法人法の改正の主旨に対処するため、現時点で必要と判断される対策に限っている。従って、専門家からみるとまだ不十分と判断されるのではないかと思われるが、そのような点については、今後とも各位の率直なご教示やご指導をお願いしたい。

(平成十年三月二十八日青山学院大学に於ける宗教法制研究会報告内容を一部要約・加筆)

〔資料〕宗教法人「生長の家○○道場」法定備付書類等の閲覧に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、宗教法人法第二五条第二項各号に列記された法定備付書類等について、同条第三項の規定に基づき、宗教法人「生長の家○○道場」(以下「当法人」という。)の信者その他の利害関係人が閲覧を請求する場合において、宗教法人法の主旨に従い、閲覧請求しうる者の具体的範囲、閲覧請求の手続及び閲覧拒絶の事由等を定め、もって信者と当法人との信頼関係を強化し、公明正大な法人の運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法定備付書類等 宗教法人法第二五条第二項各号に掲げる次の書類又は帳簿をいい、これ以外のものを含まない。尚、事務所に備え付ける義務を有するものは、認証書、議事に関する書類及び事務処理簿を除き、最新作成のものである。認証書は法人設立時以来の全部であり、議事に関する書類及び事務処理簿については少なくとも前年度及び本年度のものである。

- ① 認証書及び規則(認証書については謄本を、規則については印刷物等)に掲載されたものを含む。
- ② 役員名簿(代表役員、代表役員代務者、仮代表役員、責任役員、責任役員代務者、仮責任役員、評議員又



は監事の名簿に限る。)

③ 財産目録及び貸借対照表並びに収支計算書(作成の元となる会計帳簿、証憑書類及び内訳明細書類等を含まない。)

④ 境内建物(財産目録に記載されているものを除く。)に関する書類

⑤ 責任役員その他規則で定める機関(宗教法人法第一八条第四項に規定する宗教法人の事務を決定し又は議決する機関に限り、同条第六項に規定する宗教上の機能に係る事項を決定する機関を含まない。)の議事に関する書類(決議の一部である場合を除き、議事録以外の文書を含まない。)及び事務処理簿

⑥ 宗教法人法第六条の事業に関する書類(作成の元となる会計帳簿、証憑書類及び内訳明細書類等を含まない。)

二 宗教法人法第二五条第三項に規定する信者 「生長の家教規」第二五条、宗教法人「生長の家」規則第三〇条第二項及び宗教法人「生長の家○○道場」規則第二二条・第二二条の規定に基づき、生長の家の教義を信奉し、その実践目標である「生長の家七つの光明宣言」に賛同し、その自覚をもって生長の家聖使命会の会員となる者であつて、当法人を構成し護持興隆に努める者を生長の家の「家族」といい、そのうち、次のいずれかに該当する者をいう。

① 生長の家の「家族」のうち、生長の家の本尊(實相)又は神体(竜宮住吉本宮神靈符)を自宅に奉祭しこれを礼拝の対象として「生長の家教規」に定められた儀式(礼拝、祈り、神想観及び聖經説誦)を継続的に実修し、生長の家の教化組織(相愛会、白鳩会又は青年会)の所属会員として認定されて現にその会員として登録されており、かつ、当法人に対して、五年以上にわたり毎年継続的に当法人の儀式行事(一般練成会

等)に参加して教化育成を受け、信者としての負担義務を継続的に履行しており当法人の財産基盤の形成に貢献している者

② 生長の家の「家族」のうち、当法人の評議員等、規則で定められた法人の管理運営上の地位にある者

③ 生長の家の「家族」のうち、「生長の家教規」第二二条の規定に基づき、生長の家の講師資格を付与され  
た者であつて、当法人の指揮命令の下で、現に宗教活動に従事しているもの

三 利害関係人 当法人との関係において、法律上の利害関係(事実上の利害関係を含まない。)を有する者を  
いう。

四 不当な目的 閲覧請求者が請求した本来の目的に使用しない場合をいい、例えば、次に掲げる場合をも含む。

① 当法人が一般に公開していない情報を第三者に供与することを目的として閲覧を請求する場合

② 閲覧によって知った情報によって当法人又は当法人の関係者・団体等を害しようとする目的で請求する場  
合

③ 請求した本来の目的以外に閲覧によって知った情報を使用する場合

④ 本来の目的に使用した後はその目的以外の目的のために使用する場合

(閲覧請求しうる者)

第三条 当法人の法定備付書類等の閲覧を請求することができる者は、次の各号の要件をすべて具備する者に限ら  
れる。

一 閲覧することについて正当な利益を有していること

二 閲覧請求の目的が不当な目的でないこと

三 宗教法人法第二十五条第三項に規定する信者その他の利害関係人であること

(閲覧の請求方法)

第四条 前条の規定に基づき法定備付書類等の閲覧を請求しようとするもの(以下「閲覧請求者」という。)は、当法人の代表役員に対して、次の事項を記載し、かつ実印を捺印した請求書に、次項に掲げるものを同封して、直接に又は郵送により提出しなければならない。

一 宗教法人法第二十五条第三項に規定する信者の場合にあつては、次に掲げる事項

- ① 閲覧請求者の氏名、住所、生年月日及び職業
  - ② 閲覧請求者が納めている生長の家聖使命会会費について、会費取扱者の氏名及び住所、会員の種別及び入会年月
  - ③ 閲覧請求者が所属している教化組織の名称、地区・単位組織名、教化組織における役職、教化組織の会員登録年月
  - ④ 閲覧請求者が当法人の評議員等の役職に就任している場合は、当該役職及びその就任年月日
  - ⑤ 閲覧請求者が講師等の資格を付与されて宗教活動に従事していれば、その教階、発令年月日及び宗教活動の内容
  - ⑥ その他、閲覧請求者が、当法人の護持興隆に努めており、その財産基盤の形成に貢献している事実等、特記する事項があればその事項
- 二 信者以外の利害関係人にあつては、次に掲げる事項
- ① 閲覧請求者の氏名、住所、生年月日及び業種(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地、代表

者の氏名及び住所、法人の種類及び事業)

② 当法人との利害関係の具体的な内容及び事実関係の説明

三 閲覧を請求しようとする法定備付書類等を具体的に特定するために必要な次に掲げる事項

① 認証書及び規則については、認証年月日及び認証番号等

② 役員名簿については、役員の種別及び就任年度

③ 財務諸表については、会計年度及び書類の種別と範囲

④ 議事録については会議の名称、開催年月日及び議題の特定

⑤ 事務処理簿については、年月日と事項

⑥ 事業に関する書類については、事業の書類及び書類作成年度等

四 特定の法定備付書類等の閲覧を請求しようとする目的（具体的かつ明確に記載すること。）

五 当法人が信者その他の利害関係人に対して、公告を必要とする事項については必要な公告を行い、その他の事項についてはその重要性に応じて適切に伝達しているにも拘らず、閲覧を請求しようとするものについて

「正当な利益」を有することの具体的かつ明確な説明及びこれを証する事項

六 特定の法定備付書類等の閲覧を請求しようとするものについて本来の目的以外の「不当な目的」でないことについての具体的かつ明確な説明及びこれを証する事項

七 前六号に掲げるもののほか、当法人の代表役員が定める事項

2 閲覧請求者が、前項の請求書を提出する際に添付（郵送の場合は同封）すべきものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 前項の請求書に鮮明に捺印した実印についての「印鑑証明書」(個人の場合は、市区町村長発行のもの。法人の場合は法務局発行のもの。)

二 閲覧請求者が個人である場合にあつては、「本人であることを証する書類」(運転免許証、旅券その他顔写真が貼付された身分証明書等)の写し(前項の請求書提出の際同時に又は閲覧の当日、閲覧に立会う当法人の代表役員又はその命を受けた当法人の責任役員若しくは職員に、当該書類の原本を呈示すること。)

三 閲覧請求者が法人である場合にあつては、「法人登記簿謄本」及び代表者以外の職員が代理人となる場合は代表者の実印を押捺した「委任状」並びに閲覧する代表者又は代理人個人についての前号の書類

四 前項各号に掲げることが「真実であることを証する書面」があれば、当該書面の写し(前項の請求書提出の際同時に又は閲覧の当日、閲覧に立会う当法人の代表役員又はその命を受けた当法人の責任役員若しくは職員に、当該書面の原本を呈示すること。)

五 閲覧請求者が、当法人の代表役員に対して、閲覧によって知る情報を請求本来の目的以外の不当な目的のために絶対に使用しないこと及びこのことについての一切の責任を負う旨を記載し、自署(法人の場合は、代表者及び代理人の連署)し、実印(法人の場合は、法人実印及び代理人実印)で押印した「誓約書」

六 当法人の代表役員からの通知書を送付するための、閲覧請求者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、必要な切手を貼付した「返信用封筒」

(閲覧の請求に対する決定等)

第五条 当法人の代表役員は、前条に規定する請求書を受理したときは、原則として受理した日の翌日から起算して六〇日以内に、当該閲覧請求者に対して、閲覧の請求に係る法定備付書類等を閲覧に供するか否かの決定をす

るものとする。代表役員は、閲覧請求があつた場合、当該閲覧請求者が現にどのような利害関係を有する者であるかを具体的に勘案して、宗教法人法、宗教法人「生長の家〇〇道場」規則及びこの規程に照らして、閲覧に係る法定備付書類等ごとに、書類によってはその一定部分ごとに閲覧することに正当な利益があるか否かを判断するものとする。

2 当法人の代表役員は、前項の決定をしたときは、当該閲覧請求者に対して、書面で通知する。

3 当法人の代表役員は、第一項の規定による閲覧に供しない旨の決定（第八条の規定に基づき、閲覧の請求に係る法定備付書類等の一部を閲覧に供しないこととする場合の当該閲覧に供しない旨の決定を含む。以下「非開示決定」という。）をする場合は、第二項の規定による通知書に非開示決定の理由（請求書の不備又は要件非該当等）を付記するものとする。

4 当法人の代表役員は、第一項の決定をする場合において、当法人の包括団体その他の専門家等の助言を聴くことができるものとし、また、当該決定に係る法定備付書類等に当法人以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめこれらのものの意見を聴くことができる。

#### （閲覧の方法）

第六条 法定備付書類等を閲覧に供することは、当法人の代表役員が前条第二項の通知書により指定する日時（同通知書により指定する時間内に限る。）及び当法人の事務所内の同通知書により指定する場所において、当法人の代表役員又はその命を受けた当法人の責任役員若しくは職員の立会の下に行う。

2 当法人の代表役員は、閲覧の請求に係る法定備付書類等を直接閲覧に供することにより、当該法定備付書類等の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該法定備付書類等の写

- し(抄録を含む。)により閲覧に供することができる。
- 3 当法人の代表役員又はその命を受けた当法人の責任役員若しくは職員は、当法人を代表して又は代表役員に代わって、閲覧請求者本人(法人の場合は、代表者又は正当な代理人)であることの確認及び関係書面原本の確認等を実施し、閲覧の円滑な進行及び閲覧場所の静穏な秩序の維持のため必要な指示を行う権限を有する。代表役員又は当該責任役員若しくは当該職員は、法定備付書類等を閲覧に供したことを証するため、当該閲覧の模様を撮影し録音することができる。
- 4 閲覧請求者は、法定備付書類等を謄写する権利を有しない。従って、閲覧請求者は、第一項の閲覧指定場所に、複写機、写真機、ビデオカメラ、録音機その他複製を可能とするものを持ち込むことは許されない。また、閲覧請求者は、当法人又はその責任役員若しくは職員に法定備付書類等の謄写を請求することはできない。
- 5 閲覧請求者は、第一項の閲覧指定場所において、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - 一 静粛を旨として閲覧すること。(発言し又は質問することはできない。)
  - 二 不体裁な行状をしないこと。
  - 三 みだりに自席を離れないこと。
  - 四 当法人の職員の指示に従うこと。
- 6 閲覧請求者が、当法人の代表役員又はその命を受けた当法人の責任役員若しくは職員の職務上の指示に従わない場合、代表役員又は当該責任役員若しくは当該職員は、閲覧を即時停止し即時退去を命じることができる。

(拒絶事由)

第七条 当法人の代表役員は、法定備付書類等の閲覧請求について、次の各号のいずれかに該当すると認める相当の理由があるときは、これを拒絶するものとする。

一 第三条各号に掲げる要件をすべて具備しているとの立証が成立していない場合又は立証されていることについて合理的疑いが残る場合

二 第四条の請求書又はこれに同封するものについて不備があり、当法人の代表役員が一定の期限を指定してその不備の補完を促しても、当該期限内に、閲覧請求者がこれを補完しない場合

三 閲覧の請求に係る法定備付書類等に次のいずれかに該当する情報が記録されている場合

① 法令又は当法人が締結した契約等の定めるところにより、閲覧に供することができないと認められる情報

② 信教の自由に関する信者の憲法上の権利又は個人の名誉若しくはプライバシー等に関する人格権を保護するために、閲覧に供することができないと認められる情報

③ 宗教法人法第一八条第六項に規定する宗教上の機能に係る事項又は同法第八五条に規定する宗教上の事項に関する情報

④ 個人に関する情報で特定の個人が識別され得るもの

⑤ 法人その他の団体に関する情報又は当法人が取引する金融機関若しくは事業者等の当該事業に関する情報であつて、閲覧に供することにより、当該団体又は当該取引金融機関若しくは当該事業者等に不利益を与えたと認められるもの

⑥ 当法人の内部における審議、検討等の意思形成過程における情報で、閲覧に供することにより公正又は適



正な意思形成に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

⑦ その他、監査、渉外、争訟、交渉の方針、契約の予定価格、試験の問題及び採点基準、職員の身分取扱い、未公表の著作物、不動産に関する計画ほか、当法人の業務及び運営に関する情報であつて、閲覧に供することにより、当該業務等の目的が損われるおそれがあるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生じらるおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係が損われると認められるもの、当該業務若しくは将来の同種の業務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの又は当法人の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生じることが明らかなるもの

(一部開示)

第八条 当法人の代表役員は、閲覧請求者が第三条各号に掲げる要件をすべて具備していると認められるにも拘らず、閲覧の請求に係る法定備付書類等に前条第三号の規定により閲覧に供しないこととする情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、閲覧の請求の趣旨が損われない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該法定備付書類等を閲覧に供するものとする。ただし、この場合において、閲覧請求者がこの一部開示に応じない場合は、閲覧を認めない。

(救済の手続)

第九条 閲覧請求者は、この規程による非開示決定の通知を受けた場合において、不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して三〇日以内に、当法人の代表役員に対して、当法人の責任役員会における閲覧請求の可否の再審査を、書面により願ひ出ることができらる。

2 前項の書面は、直接に又は郵送により提出するものとする。この際、閲覧請求者は自己の見解を弁明し又は当

初の請求書を補充する書面を添付することができる。

3 閲覧請求者から第一項の願い出があつた場合において、当法人の代表役員は、次に掲げる場合を除き、当法人の責任役員会に閲覧請求の可否の再審査を求めるものとする。

一 宗教法人法に照して閲覧請求が明らかに不適法である場合

二 代表役員において非開示決定を取り消す場合

(費用負担)

第十条 第四条の閲覧請求に係る請求書及び同封書面等の作成及び送付に要する費用、第九条の再審査の願い出に要する費用並びに閲覧の際の旅費交通費及び宿泊費等は、すべて閲覧請求者の負担とする。

(適用除外)

第十一条 この規程は、次の各号に掲げる場合には適用しない。ただし、それぞれ当法人の代表役員への事前の通知を必要とする。

一 当法人の責任役員又は監事が、その職務の正当な執行として、法定備付書類等を閲覧し、謄写する場合。

二 当法人の包括団体たる宗教法人「生長の家」の命を受けたその役員が、その職務の正当な執行として、法定備付書類等を閲覧し、謄写する場合。

(改正)

第十二条 この規程の改正は、当法人の責任役員会の決議による。

(委任)

第十三条 この規程の施行に関し必要な事項は、当法人の代表役員が定める。

(公告)

第十四条 この規程並びに第四条第一項第七号及び前条の規定に基づき当法人の代表役員が定められた場合にその事項は、当法人の事務所において信者その他の利害関係人の閲覧に供するものとし、当該制定及び改正の都度、その旨を宗教法人「生長の家○○道場」規則第五条により公告する。

附則

- 1 この規程は、宗教法人「生長の家○○道場」規則第四十三条の規定に基づく施行細則としての効力を有する規程として制定し、当法人の責任役員会において決議した日(平成 年 月 日)から施行する。
- 2 第二条第一号の規定に拘らず、法定備付書類等のうち、宗教法人法の一部を改正する法律(平成七年法律第一三四号)附則第一項本文の施行日(平成八年九月一日)以前のものについては、同施行日において、当法人の事務所に現に存するもの限り、この規程を適用する。

- (1) 昭和五五年四月二三日 直資二一八一(例規) 国税局長、沖縄国税事務所長あて 国税庁長官通達「租税特別措置法第四十条第一項後段の規定による譲渡所得税等の非課税の取扱いについて」、昭和三九年六月九日 直審(資)二四・直資七七 国税局長あて 国税庁長官通達「贈与税の非課税財産(公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分)および公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱について」
- (2) 機関紙「聖使命」は、東京都渋谷区神宮前一丁目三番三〇号の宗教法人「生長の家」本部事務所において、何人も自由に、一部二五円で購入することができる。

- (3) 中根耕司「新宗教法人法―その背景と解説―」第一法規刊、第四六頁